

## 芳賀台地改良区施設維持管理基金規程

### (目的)

第1条 本土地改良区は国営農業水利事業によって造成された施設の適正な維持管理を図るために、芳賀台地改良区施設維持管理基金（以下「基金」という。）を設置する。

### (積立て)

第2条 毎年度基金として積み立てる額は、予算で定めるものとする。

### (管理)

第3条 基金は特別会計で経理し、本土地改良区の指定する金融機関に預託する。

### (繰替運用)

第4条 理事長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰り戻しの方法、期間を定め、総代会の承認を経て、この基金を一般会計収入支出予算に繰り替えて運用することができる。

### (基金の処分)

第5条 基金は総代会の承認を経て処分するものとする。

2 理事長は、前項の承認後に緊急やむを得ない事由に基づいて承認にかかる事項に変更を加える必要が生じた時は、監事会の承認を経て理事会がこれを専決処分することができる。この場合には理事長は、次の総代会にこれを報告し、その承認を経なければならない。

### (委任)

この規程に定めるもののほか、基金の管理及び処分に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て別に定める。

### 附則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。